

口教庶第868号
令和5年(2023年)3月22日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和4年度第12回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第14号により、下記のとおり令和4年度第12回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和5年(2023年)3月28日(火) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

第49号 令和5年度(2023年度)の主要な取り組みの策定について

第50号 第4次日野市立図書館基本計画の策定について

第51号 第6次日野市特別支援教育推進計画の策定について

第52号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

第53号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

第54号 日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定について

第55号 日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則の制定について

第56号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第57号 教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する規則の制定について

第58号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

第59号 教育委員会職員人事について

第60号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

- 第61号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第62号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第63号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第64号 日野市立学校学校医等の解嘱及び委嘱について
- 第65号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第66号 第13期日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員の委嘱の専決処分について
- 第67号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第68号 教職員の内申の専決処分について

請願

- 第4-13号 文科省・教委が敷いたレール上だけで考え方表現するのではなく、多様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願～池田賢一さんの講演を踏まえて～

報告事項

- 第32号 行政情報の公開請求
- 第33号 日野市立学校教員の措置について

議案第49号

令和5年度（2023年度）の主要な取り組みの策定について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和5年度（2023年度）の主要な取り組みを策定するものです。

令和5年度(2023年度) 主要な取り組み

令和5年度、以下の事業について、教育委員会の主要な取り組みとして実施してまいります。本事業は「第3次学校教育基本構想」及び「生涯学習推進基本構想・基本計画」に基づき取り組むものです。

なお、重点事業については、進捗状況を定期的に把握しながら着実な実施を図ります。(着実に進めてまいります。)

【学校教育部門】

	項目	事業名	事業概要	事業区分(新規・拡充・継続)	重点事業	主管課
第3次 日野市 学校教 育基 本構 想の 推進 ・一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方へ ・自分たちで考え方り合いながら生み出す学び合いと活動へ	1	幼児教育・保育連携推進事業	公立や私立、幼稚園や保育園といった設置主体や運営形態に関わらず、特別な配慮を必要とする子どもや、幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続など、日野市の全ての子どもたちの幼児教育の質の向上のため ・幼児教育・保育の在り方検討委員会における検討 ・教育委員会と子ども部の連携による幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームの設置による施策の推進に取り組む。 在り方検討委員会は、幼児教育関係者等による委員が市全体の幼児教育・保育について質の向上という視点から議論し、報告書としてまとめる。 幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームは、教育委員会と子ども部が連携した組織で、チーム内に新たに幼児教育・保育アドバイザー1名を配置。在り方検討委員会の議論を踏まえて施策の具体案を検討し、実施していく実働部隊の役割も担う。	新規	○	学校課
	2	未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクト推進事業	第3次学校教育基本構想を実現するための総合的な学習の時間のカリキュラムの実証研究を行う。	継続		学校課
	3	研究奨励事業	日野市教育委員会研究奨励校の支援と校内研究の推進により第3次学校教育基本構想の具現化を図る。	継続		学校課
	4	第6次日野市特別支援教育推進計画	令和5年度～令和9年度までの計画期間で特別支援教育の推進を図る。その計画の進行管理を行う。 【新規項目】 ・合理的配慮の推進 ・発達検査実施体制の再構築 ・医療的ケア児への対応 ・一人1台の学習者用端末(タブレットPC)等デジタルの活用 学校における特別支援教育の推進だけでなく、発達・教育支援センター「エル川」における総合的な相談・支援体制の充実や、学校現場と教育委員会の連携体制の一層の強化を図る。	拡充	○	発達・教育支援課
	5	自閉症・情緒障害特別支援学級運営支援	令和5年4月に東光寺小学校に開設する「自閉症・情緒障害特別支援学級」の円滑な運営を実施するために、コーディネーターを派遣する。	新規		発達・教育支援課

第3次日野市学校教育基本構想の推進 わくわくが広がっていく環境のデザインへ	6	学校における生理用品の配備	市立小・中学生の誰もが安心して生理用品を手に取ることができるように学校の女子トイレに生理用品を設置する。	継続		庶務課
	7	部活動改革及び学校体育施設等を拠点としたスポーツを楽しむ子ども・子育て支援事業	部活動改革を図るとともに、体育施設等を積極的に活用し、複数の種目を体験できる活動など、子供や子育て世代を中心としたスポーツの持続可能な環境の創出を図る。	拡充	○	学校課
	8	コミュニティスクール運営事業	令和4年度に滝合小、令和5年度に旭が丘小をコミュニティスクールとして新たに発足させ、さらに今後もコミュニティスクールへの移行を促進する。	拡充		学校課
	9	教員用パソコンの更新・集約化	教員用の校務パソコン約1,200台を更新する。更新にあわせて、教員用の1台のPCに校務と学習者用端末(クロームブック)の機能を集約することで、教員の業務効率化を図る。現在使用している教員用のクロームブックは、教育活動での活用や児童生徒数の変動への対応、故障時の代替機などに活用する。また、庶務課、教育センターの予算をICT活用教育推進室の予算に組み替えて集約し、事務の効率化を図る。	新規	○	ICT活用教育推進室
	10	学校における働き方改革の推進・人員体制の充実	日野市立小・中学校における働き方改革推進プランに基づき、スクールサポートスタッフ、副校長補佐、部活動指導員等を配置するとともに各校の取組を共有し、学校における働き方改革を推進する。 日本語の習得が不十分な児童・生徒のための通訳講師をニーズに応じて着実に配置できるようにする。	拡充		学校課
	11	学校図書館の充実	令和4年度から、日野第六小学校、旭が丘小学校、日野第四中学校の3校を研究奨励校として、学校図書館が、読書センター、学習センター、情報センターとして学校における学びの中で学校司書の役割などについて研究することとしている。研究の成果を踏まえつつ、段階的に日野市立学校、全校に学校司書を配置することを目指していく。これに合わせて蔵書の充実を図ることで、学校図書館の機能向上を図っていく。	拡充		学校課
	12	給食費のあり方検討	安全安心かつ質の高い日野市の学校給食の安定運営に向け、現在の給食費の価格をどうすべきか、保護者代表、校長、副校長、学校栄養士による検討委員会で検討し、その結果を教育長に報告する。	継続		学校課

「いのちを大切にし、いのちを守るともに生きるまち」の実現に向けて	13	個の状況にあわせた不登校児童・生徒への支援 ・特色ある「わかば教室」の活動 ・「オンラインわかば」の実施	・小学生と中学生が合同で学ぶ「わかばタイム」、自分に合った学習内容と学び方を見つける「わかデミー」、ソーシャルスキルトレーニングなどひとりひとりの自立への学びを展開する。 ・不登校児童・生徒が将来の自立に向けて成長できるよう、長期休業日や通室できない日には、オンラインを活用して、他者とのかかわりを持ちながら、学習したり相談したりする環境を拡充する。 ・わかば教室と学校との連絡を密に行い、通室生が抱えている様々な課題に対処する。	拡充	○	教育センター
	14	医療的ケア児対応ガイドライン作成	・学校が安全・安心に医療的ケア児の受入れができるよう会議体を設置。 ・学校における医療的ケア児の受入れ及び支援を確実かつ円滑にできるような体制整備のもととなるガイドラインを作成する。	新規		発達・教育支援課
	15	スクールソーシャルワーカー活用事業	各小・中学校にSSWを派遣し、関係機関と連携して、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図る。	拡充		発達・教育支援課
第3次白野市学校教育基本構想の推進 子供たちの学びを支える学校施設の充実	16	新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進事業	GIGAスクール構想や個別最適な学びなど、多様な学びの形態に適した学習スペースの検討を行い、これからの一々に沿う地域の核となる「あたらしい学校づくり」推進計画策定に向けた準備を進める。 また、市立学校教育施設(幼小中)の劣化度調査を実施し、その結果を施設の方向性、保全方法の検討や個別施設計画などに反映させる。	継続	○	庶務課
	17	小学校屋内運動場冷暖房設備設置事業	令和7年度までに市内小学校全17校の体育館に冷暖房機を整備する。	新規		庶務課
	18	豊田小学校大規模改修事業	令和2・3年度の東校舎改築、令和4年度の体育館大規模改修に続き、令和6・7年度に校舎大規模改修、令和8年度に校庭改修等を実施し、学習環境の整備と併せた施設の長寿命化を図る。	拡充		庶務課
	19	小・中学校トイレ改修事業	小・中学校のトイレについて、順次、洋式化含む改修を行う。	継続		庶務課
	20	小・中学校照明設備のLED化事業	小・中学校の照明設備をLEDに更新することで、蛍光灯や電球交換の作業の負担軽減や電気料金などのランニングコストの削減を図り、学習環境の向上と併せ、環境負荷の低減を行う。	新規		庶務課
	21	教育センターの機能移転	教育センターは老朽化度合いが高いことから、センターの機能及び提供しているサービスの分析を行うとともに、あり方を検討し機能移転を行っていく。	新規		教育センター、中央公民館、ふるさと文化財課

第3次日野市学校教育基本構想の推進	現代の教育課題に対応した施策	22	第4次学校教育基本構想策定事業	第3次学校教育基本構想が令和5年度で期間が終了するため、次期学校教育基本構想を策定する。	新規	○	学校課
		23	特色ある学校づくり支援事業	校長の経営方針に基づいた特色ある教育活動に補助金を交付し、児童・生徒の教育活動の充実を支援する。	新規		学校課
		24	TGGを活用した外国語教育の推進	立川市に新規に開設されたTOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSでの体験を全中学校1年生を対象に実施するために体験料と交通費を補助する。	新規		学校課
		25	就学援助事業	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な経費の援助を行う。	継続		庶務課
		26	高校生奨学金	市内居住の高校生で経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金(月額10,000円)を支給し教育上の機会均等を図る。令和5年度から保護者の所得制限基準額を生活保護法需要額に基づく値の1.2倍から1.3倍に変更し対象範囲を拡大する。	拡充		庶務課
		27	ひのっ子エコアクションの実施	児童生徒及び教職員等が学校生活(教育活動及び職務遂行)において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行う。 また、各校の取り組みを横展開し、さらなる推進を図る。	拡充		庶務課

【生涯学習部門】

	項目番号	事業名	事業概要	予算区分(新規・拡充・継続)	重点事業	主管課
日野市生涯学習推進基本構想・基本計画の推進 多様な主体による取組の推進	1	第4次日野市立図書館基本計画の推進	令和5年度を計画の初年度とし、地域の図書館として、DXの推進、資料の更なる充実、レファレンスサービスや読書相談の充実、安全で居心地の良い施設作り等に取り組む。	新規	○	図書館
	2	第2次日野市公民館基本構想・基本計画の推進 ～若者・子育て世代の学習支援を核にした多世代交流の創出～	・第2次日野市公民館基本構想・基本計画の中間検証を踏まえ、地域住民による子どものため居場所づくりを応援する事業を充実させ、地域と学校を結ぶことで新たな学びを生み出し、多世代交流を促す事業を展開する。	拡充	○	中央公民館
	3	たま学びテラス事業	多摩市・日野市の公民館が広域連携活動を行う「たま学びテラス事業」を発展させる。継続実施している「市民大学の連携」、「ICTを活用した市民の学習成果の発表」、「多世代交流事業」のほか、3年間の総括となるイベント等を実施する。	継続		中央公民館
	4	「地域学校協働活動」の推進	各学校の要望に基づき、地域全体で児童・生徒の成長と学びを支えつつ、地域を創生する活動を推進する。①環境の醸成事業 ②地域未来塾事業 ③小学生土曜算数教室	拡充	○	生涯学習課
	5	日野市生涯学習ポータルサイト(Hi Know!)の活用推進	本ポータルサイトの更なる利用促進を図る。市民団体・サークル(無償)だけでなく民間(有償)も含めた生涯学習のポータルサイトを目指す。	継続		生涯学習課
	6	百草倉沢エコミュージアム事業	本事業の主体となる市民の育成。特に「考古学体験」事業のスキルアップによる、万蔵院台出土遺物整理の自動的な活動団体の組織化に取り組む。	継続		ふるさと文化財課
	7	異聖歌没後50年特別展事業	児童文学者異聖歌の没後50年を期した特別展の開催。聖歌の出身地である岩手県紫波町と連携し、学校教育や産業経済も視野に入れた事業展開をする。	新規	○	ふるさと文化財課
	8	シニアICT支援事業	デジタル格差の解消に向けて地域協働課、高齢福祉課と連携し高齢者に対するスマホ講座等を実施する。スマホ使い方講座のほか、スマホの使い方を教えることのできる人材の養成や、スマホ相談サロンの運営を行う。	継続		中央公民館

日野市生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	持続可能な社会教育環境の推進	9	学校開放施設利用に関する受益者負担の検討	小中学校スポーツ施設と学校施設の一般開放利用における市民意見の聴取と受益者負担の検討を行う。	拡充	○	生涯学習課
		10	文化財保護事業(1)	クラウドファンディングを活用した、市指定文化財「日野宿本陣」の長期的保存に向けた建造物調査の実施。調査結果に基づく改修計画を策定する。	新規	○	ふるさと文化財課
		11	文化財保護事業(2)	西平山の大型四面廻建物の保存の機運醸成に向けた取り組みを実施。遺構周辺での展示会、現地見学会等を実施する。	継続		ふるさと文化財課
		12	社会教育施設個別施設計画策定事業	特に老朽化が進む中央・高幡・日野図書館と中央公民館を対象に、基本情報の整理、施設需要の把握を行い、今後の施設のあり方をまとめる。	新規 (予算:図書館)	○	図書館、中央公民館

議案第50号

第4次日野市立図書館基本計画の策定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

図書館事業を推進するため、第4次日野市立図書館基本計画を策定するものです。

議案第 51 号

第 6 次日野市特別支援教育推進計画の策定について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

特別支援教育を推進するため、第 6 次日野市特別支援教育推進計画を策定するものです。

議案第52号

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和5年度組織改正等に伴い、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局処務規則（平成16年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「、室」を削り、同条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表を次のように改める。

教育部

庶務課 庶務係、施設係、業務サポート係

学務課 学務係、保健給食係

教育指導課 指導係、教職員係、情報活用教育推進係

生涯学習課 生涯学習係

ふるさと文化財課 学芸係、庶務係

発達・教育支援課 発達・教育支援係

第3条第1項中「、室に室長」を削り、同条第2項後段を削り、同条第4項中「及び室」を削り、同条第5項中「学校課」を「教育指導課」に改め、同条第6項中「、室」を削る。

第4条第3項中「及び室長」を削る。

第5条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表教育部の部庶務課の款庶務係の項第13号中「及び室」を削り、同款施設係の項第4号中「及び教育センター」を削る。

第5条の表教育部の部学校課の款を次のように改める。

学務課

学務係

- (1) 学級編制に関すること。
- (2) 児童生徒の就学、転学及び退学その他学籍に関すること。
- (3) 通学区域及び通学路に関すること。
- (4) 学事調査統計に関すること。
- (5) 市立幼稚園の入退園手続に関すること。
- (6) 幼児教育・保育の連携推進に関すること。
- (7) 課内の庶務に関すること。

保健給食係

- (1) 学校給食の総合調整及び学校間の連絡調整に関すること。
- (2) 学校給食調理業務の委託に関すること。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 地元農産物を使用した給食の推進に関すること。
- (5) 食育の推進に関すること。
- (6) 教職員、児童、生徒及び園児の保健管理に関すること。
- (7) 学校医及び学校薬剤師に関すること。
- (8) 学校保健に関すること。

第5条の表教育部の部生涯学習課の款の前に次のように加える。

教育指導課

指導係

- (1) 教育課程の整備改善の指導に関すること。
- (2) 学習指導、生活指導その他の学校の教育指導に関すること。
- (3) 教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (4) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修に関すること。
- (5) 学校行事等に関すること。
- (6) 就学指導に関すること。
- (7) 学校における学習、生活、進路等の相談に関すること。
- (8) 課内の庶務に関すること。

教職員係

- (1) 教職員の人事に関すること。
- (2) 教職員の給与等及び服務に関すること。
- (3) 教職員の公務災害補償に関すること。
- (4) 教職員団体に関すること。

情報活用教育推進係

- (1) 学校の情報活用教育に関する環境の整備・運用支援に関すること。
- (2) 情報活用教育の推進に関すること。
- (3) 学校図書館の活用と支援に関すること。

第5条の表教育部の部ICT活用教育推進室の款を削る。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の新旧対照表

　は、改正部分を示す。

新	旧
第1条 略 (部、課 <u>　</u> 及び係の設置)	第1条 略 (部、課、室 <u>　</u> 及び係の設置)
第2条 日野市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に次の部、課 <u>　</u> 及び係を置く。 教育部 庶務課 庶務係、施設係、業務サポート係 <u>学務課</u> 学務係、保健給食係 <u>教育指導課</u> 指導係、教職員係、情報活用教育推進係 生涯学習課 生涯学習係 ふるさと文化財課 学芸係、庶務係 発達・教育支援課 発達・教育支援係 (職制)	第2条 日野市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に次の部、課、室 <u>　</u> 及び係を置く。 教育部 庶務課 庶務係、施設係、業務サポート係 <u>学校課</u> 指導係、教職員係、学務係、保健給食係 生涯学習課 生涯学習係 ふるさと文化財課 学芸係、庶務係 <u>ICT活用教育推進室</u> 発達・教育支援課 発達・教育支援係 (職制)
第3条 部に部長、課に課長 <u>　</u> 及び係に係長を置く。 2 課に課長補佐、係に主任長及び主任を置くことができる。 <u>　</u> 3 略 4 特定の業務を遂行するため、部に主幹及び副主幹、課 <u>　</u> に主幹、副主幹及び主査、係に主査を置くことができる。	第3条 部に部長、課に課長、室に室長及び係に係長を置く。 2 課に課長補佐、係に主任長及び主任を置くことができる。 <u>係を置かない課及び室にあっては課及び室に主任長及び主任を置くことができる。</u> 3 略 4 特定の業務を遂行するため、部に主幹及び副主幹、課及び室に主幹、副主幹及び主査、係に主査を置くことができる。

5 部に主任統括指導主事及び統括指導主事を、教育指導課及び発達・教育支援課に指導主事を置くことができる。

6 部、課_____又は係に業務主任長及び業務主任を置くことができる。
(権限)

第4条 略

2 略

3 課長_____は所管事務の直接の担当者として上司を補佐し、所属職員を指揮監督して業務の合理的、能率的な遂行に努めなければならない。

4~13 略

(事務分掌)

第5条 事務局の部、課_____及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

庶務課

庶務係

- (1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 条例、規則等に関すること。

5 部に主任統括指導主事及び統括指導主事を、学校課及び発達・教育支援課に指導主事を置くことができる。

6 部、課、室_____又は係に業務主任長及び業務主任を置くことができる。
(権限)

第4条 略

2 略

3 課長及び室長は所管事務の直接の担当者として上司を補佐し、所属職員を指揮監督して業務の合理的、能率的な遂行に努めなければならない。

4~13 略

(事務分掌)

第5条 事務局の部、課、室_____及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

庶務課

庶務係

- (1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 条例、規則等に関すること。

- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
(5) 学校配当予算に関すること。
(6) 事務局の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
(7) 奨学金に関すること。
(8) 学校の設置及び廃止に関すること。
(9) 児童生徒の就学援助等就学奨励に関すること。
(10) 広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
(11) 部及び課内の庶務に関すること。
(12) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。（社会教育法（昭和24年法律第207号）等で定める点検及び評価対象事業は除く。）
(13) 他の課_____に属さないこと。
- 施設係
- (1) 学校の施設の建設計画に関すること。
(2) 学校の教育財産（不動産）の取得の申出及び管理に関すること。
(3) 学校の施設の調査統計に関すること。
(4) 学校の施設_____の營繕・保全に関すること。

- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
(5) 学校配当予算に関すること。
(6) 事務局の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
(7) 奨学金に関すること。
(8) 学校の設置及び廃止に関すること。
(9) 児童生徒の就学援助等就学奨励に関すること。
(10) 広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
(11) 部及び課内の庶務に関すること。
(12) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。（社会教育法（昭和24年法律第207号）等で定める点検及び評価対象事業は除く。）
(13) 他の課及び室に属さないこと。
- 施設係
- (1) 学校の施設の建設計画に関すること。
(2) 学校の教育財産（不動産）の取得の申出及び管理に関すること。
(3) 学校の施設の調査統計に関すること。
(4) 学校の施設及び教育センターの營繕・保全に関すること。

(5) 学校の施設整備及び環境整備関係の補助金に関すること。

(6) 学校の開設及び増設に伴う備品・消耗品の調達に関すること。

業務サポート係

(1) 教育施設及び教育施設に係る諸整備の修繕及び補修に関すること。

(2) 公共施設及び公共施設に係る諸整備の修繕及び補修に関すること。

(3) 教育施設における樹木の剪定・伐採及び除草等の作業に関すること。

(4) 公共施設における樹木の剪定・伐採及び除草等の作業に関すること。

学務課

学務係

(1) 学級編制に関すること。

(2) 児童生徒の就学、転学及び退学その他学籍に関すること。

(3) 通学区域及び通学路に関すること。

(4) 学事調査統計に関すること。

(5) 市立幼稚園の入退園手続に関すること。

(6) 幼児教育・保育の連携推進に関すること。

(5) 学校の施設整備及び環境整備関係の補助金に関すること。

(6) 学校の開設及び増設に伴う備品・消耗品の調達に関すること。

業務サポート係

(1) 教育施設及び教育施設に係る諸整備の修繕及び補修に関すること。

(2) 公共施設及び公共施設に係る諸整備の修繕及び補修に関すること。

(3) 教育施設における樹木の剪定・伐採及び除草等の作業に関すること。

(4) 公共施設における樹木の剪定・伐採及び除草等の作業に関すること。

学校課

指導係

(1) 教育課程の整備改善の指導に関すること。

(2) 学習指導、生活指導その他の学校の教育指導に関すること。

(3) 教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。

(4) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修に関すること。

(5) 学校行事等に関すること。

(7) 課内の庶務に関すること。

保健給食係

(1) 学校給食の総合調整及び学校間の連絡調整に関すること。

(2) 学校給食調理業務の委託に関すること。

(3) 栄養指導に関すること。

(4) 地元農産物を使用した給食の推進に関すること。

(5) 食育の推進に関すること。

(6) 教職員、児童、生徒及び園児の保健管理に関すること。

(7) 学校医及び学校薬剤師に関すること。

(8) 学校保健に関すること。

(6) 就学指導に関すること。

(7) 学校における学習、生活、進路等の相談に関すること。

教職員係

(1) 教職員の人事に関すること。

(2) 教職員の給与等及び服務に関すること。

(3) 教職員の公務災害補償に関すること。

(4) 教職員団体に関すること。

学務係

(1) 学級の編成及び割当てに関すること。

(2) 通学区域及び通学路に関すること。

(3) 学校教育関係の調査統計に関すること。

(4) 市立幼稚園の入退園手続き及び保育料徴収に関すること。

(5) 課内の庶務に関すること。

保健給食係

(1) 学校給食の総合調整及び学校間の連絡調整に関すること。

(2) 学校給食調理業務の委託に関すること。

(3) 栄養指導に関すること。

(4) 地元農産物を使用した給食の推進に関すること。

教育指導課

指導係

- (1) 教育課程の整備改善の指導に関すること。
- (2) 学習指導、生活指導その他の学校の教育指導に関すること。
- (3) 教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。
- (4) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修に関すること。
- (5) 学校行事等に関すること。
- (6) 就学指導に関すること。
- (7) 学校における学習、生活、進路等の相談に関すること。
- (8) 課内の庶務に関すること。

教職員係

- (1) 教職員の人事に関すること。
- (2) 教職員の給与等及び服務に関すること。
- (3) 教職員の公務災害補償に関すること。

(5) 食育の推進に関すること。

(6) 教職員、児童、生徒及び園児の保健管理に関すること。

(7) 学校医及び学校薬剤師に関すること。

(8) 学校保健に関すること。

(4) 教職員団体に関すること。

情報活用教育推進係

(1) 学校の情報活用教育に関する環境の整備・運用支援
に関すること。

(2) 情報活用教育の推進に関すること。

(3) 学校図書館の活用と支援に関すること。

生涯学習課、ふるさと文化財課 略

発達・教育支援課 略

第6条 以下略

生涯学習課、ふるさと文化財課 略

ICT活用教育推進室

(1) 学校の情報環境の整備・運用支援に関すること。

(2) ICT活用教育の推進に関すること。

発達・教育支援課 略

第6条 以下略

議案第53号

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和5年度組織改正及び契約事務の明確化を図るため、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正するものです。

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局事務決裁規程（令和3年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。・

第2条第5号中「（室を含む。以下同じ。）」を削り、同条第8号中「及び室長」を削る。

第8条第12号中「決裁規程第10条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則（昭和47年規則第45号）

第2条に定める事項については、別表に定める決裁区分による。

第9条第16号に次のただし書を加える。

ただし、日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則第2条に定める事項については、別表に定める決裁区分による。

第10条第1項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則第2条に定める事項については、別表に定める決裁区分による。

第10条第1項第1号ア及びイを削り、同条第2項中「・室」を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

（庶務課長の専決事項）

第11条 庶務課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則第2条に定める事項のうち、別表の決裁区分中庶務課長欄に定める支出負担行為に関すること。

(2) 教育委員会の会議事務に関すること。

（学務課長の専決事項）

第12条 学務課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 学齢児童生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学（園）、転学及び退学（園）に関すること。

(2) 園児、児童及び生徒の安全に関すること。

(3) 教職員、園児、児童及び生徒の保健に関すること。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条中「前8条」を「前9条」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「前7条」を「前8条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(教育指導課長の専決事項)

第13条 教育指導課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の履歴及び身分照会に関すること。
- (2) 教職員の身元保証人の認定に関すること。
- (3) 教職員の扶養親族及び通勤届の認定に関すること。
- (4) 学校長の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
- (5) 教育実習生の受入れに関すること。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第8条、第9条、第10条、第11条関係）

支出負担行為	決裁事項	決裁区分			
		部長	庶務課長	課長共通	係長
報償費（報償品の購入のみ）					30万円未満
需用費	消耗品費				30万円未満
	燃料費				30万円未満
	食糧費	1,000万円以上 未満	1,000万円未満	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満
	印刷製本費				30万円未満
	電気料、ガス代、上下水道料	1,000万円以上 未満	1,000万円未満	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満
	修繕料				50万円未満
	賄材料費	1,000万円以上 未満	1,000万円未満	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満

	その他需用 費			30万円未満
役務費	1,000万円以 上2,000万円 未満	100万円以上 1,000万円未 満	100万円未満	
原材料費		30万円以上 80万円未満		30万円未満
備品購入費		30万円以上 80万円未満		30万円未満
検査又は検収			○	
検査員の指定			○	

備考 金額は全て1契約当たりの予定仙格

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の新旧対照表

二は、改正部分を示す。

新	旧
第1条 略 (用語の意義)	第1条 略 (用語の意義)
第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 合議 決定に伴い、関連する課_____の課長等に対し、意見の表明を求めるることをいう。	第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 合議 決定に伴い、関連する課 <u>(室を含む。以下同じ。)</u> の課長等に対し、意見の表明を求めるることをいう。
(6)、(7) 略 (8) 課長 処務規則第3条第1項に定める課長_____をいう。 (9)～(12) 略	(6)、(7) 略 (8) 課長 処務規則第3条第1項に定める課長 <u>及び室長</u> をいう。 (9)～(12) 略
第3条～第7条 略 (部長の専決事項)	第3条～第7条 略 (部長の専決事項)
第8条 略 (1)～(11) 略 (12) 日野市事務決裁規程(令和3年訓令第1号。以下「市決裁規程」という。) <u>第10条第1項第1号</u> の部長の専決事項を準用したもの。ただし、日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則(昭和47年規則第45号) 第2条に定める事項については、別表に定める決裁	第8条 略 (1)～(11) 略 (12) 日野市事務決裁規程(令和3年訓令第1号。以下「市決裁規程」という。) <u>決裁規程第10条第1項第1号</u> の部長の専決事項を準用したもの。 _____

区分による。

(13) 略

(課長共通の専決事項)

第9条 略

(1)～(15) 略

(16) 市決裁規程第11条第1項第1号から第3号まで及び
同条第2項の課長の専決事項を準用したもの。ただし、
日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則第2
条に定める事項については、別表に定める決裁区分によ
る。

(係長の専決事項)

第10条 略

(1) 市決裁規程第12条第1項第1号から第3号までの係
長の専決事項を準用したもの。ただし、日野市教育委員
会教育長に対する契約等の委任規則第2条に定める事項
については、別表に定める決裁区分による。

(13) 略

(課長共通の専決事項)

第9条 略

(1)～(15) 略

(16) 市決裁規程第11条第1項第1号から第3号まで及び
同条第2項の課長の専決事項を準用したもの。_____

(係長の専決事項)

第10条 略

(1) 市決裁規程第12条第1項第1号から第3号までの係
長の専決事項を準用したもの。ただし、次の事項に関し
ては、日野市立学校長の専決事項とする。

ア 日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委
任規則（昭和47年教育委員会規則第5号）第3条に定
める契約事務に係る支出負担行為

イ 日野市立学校における単価契約物品の購入に係る支
出負担行為

(2)～(6) 略

2 係を置かない課____にあっては、主管課長よりあらかじめ指定された主査以上の職にある者が専決することができる。

(庶務課長の専決事項)

第11条 庶務課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則
第2条に定める事項のうち、別表の決裁区分中庶務課長欄に定める支出負担行為に関すること。

(2) 教育委員会の会議事務に関すること。

(学務課長の専決事項)

第12条 学務課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 学齢児童生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学（園）、転学及び退学（園）に関すること。
(2) 園児、児童及び生徒の安全に関すること。
(3) 教職員、園児、児童及び生徒の保健に関すること。

(2)～(6) 略

2 係を置かない課・室にあっては、主管課長よりあらかじめ指定された主査以上の職にある者が専決することができる。

(庶務課長の専決事項)

第11条 庶務課長は、教育委員会の会議事務に関する事項を専決することができる。

(学校課長の専決事項)

第12条 学校課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の履歴及び身分照会に関すること。
(2) 教職員の身元保証人の認定に関すること。
(3) 教職員の扶養親族及び通勤届の認定に関すること。
(4) 学校長の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
(5) 教育実習生の受け入れに関すること。
(6) 学齢児童生徒の就学並びに幼児・児童・生徒の入学

(教育指導課長の専決事項)

第13条 教育指導課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の履歴及び身分照会に関すること。
- (2) 教職員の身元保証人の認定に関すること。
- (3) 教職員の扶養親族及び通勤届の認定に関すること。
- (4) 学校長の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
- (5) 教育実習生の受入れに関すること。

(生涯学習課長の専決事項)

第14条 略

（参考、主幹及び主査の専決事項）

第15条 略

（類推による専決）

第16条 専決する職員は、前8条に掲げられていない事項であっても、その性質が轻易に属し、専決事項に準じ処理してよいと類推されているものは、専決することができる。
（単独決裁の防止）

（園）、転学及び退学（園）に関すること。

(7) 園児・児童・生徒の安全に関すること。

(8) 教職員、園児、児童及び生徒の保健に関すること。

(生涯学習課長の専決事項)

第13条 略

（参考、主幹及び主査の専決事項）

第14条 略

（類推による専決）

第15条 専決する職員は、前7条に掲げられていない事項であっても、その性質が轻易に属し、専決事項に準じ処理してよいと類推されているものは、専決することができる。
（単独決裁の防止）

第17条 前9条に定められた事項について、専決権限を有する者自身が起案を行う場合には、当該起案を行った者以上の職にある別の者の専決を受けなければならない。

(専決事項の制限)

第18条 略

(専決事項の委譲)

第19条 略

(関係機関との合議)

第20条 略

(委任)

第21条 略

付 則 略

別表 (第8条、第9条、第10条、第11条関係)

決裁事項		決裁区分			
		部長 長	庶務課 通	課長共 通	係長
支出負担	報償費 (報償品の 購入のみ)				30万円 未満
行為	需用費 費				30万円 未満
	燃料費				30万円

第16条 前8条に定められた事項について、専決権限を有する者自身が起案を行う場合には、当該起案を行った者以上の職にある別の者の専決を受けなければならない。

(専決事項の制限)

第17条 略

(専決事項の委譲)

第18条 略

(関係機関との合議)

第19条 略

(委任)

第20条 略

付 則 略

				未満
食糧費	1,000万円		100万円	100万円
	円以上		以上1,0	未満
	2,000万円		00万円	
	円未満		未満	
印刷製本費			30万円	
			未満	
電気料、ガス代、上下水道料	1,000万円		100万円	100万円
	円以上		以上1,0	未満
	2,000万円		00万円	
	円未満		未満	
修繕料			50万円	
			未満	
賄材料費	1,000万円		100万円	100万円
	円以上		以上1,0	未満
	2,000万円		00万円	
	円未満		未満	
その他需用費			30万円	
			未満	
役務費	1,000万円		100万円	100万円
	円以上		以上1,0	未満
	2,000万円		00万円	
	円未満		未満	

原材料費	30万円 以上80 万円未 満	30万円 未満	
備品購入費	30万円 以上80 万円未 満	30万円 未満	
検査又は検収		○	
検査員の指定		○	
備考 <u>金額は全て1契約当たりの予定価格</u>			

議案第54号

日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

契約事務の明確化を図るため、日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正するものです。

日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の
一部を改正する訓令

日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程（平成20年教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則（昭和47年教育委員会規則第5号）第3条に定める契約事務に係る支出負担行為」を「日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則（昭和47年規則第45号）第2条第1項第1号及び第2項に規定する事務のうち、別表に掲げるもの」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

歳出予算		1 契約当たりの予定価格
需用費	消耗品費	配当予算内で10万円未満
	食糧費	配当予算内で3万円未満
	印刷製本費	配当予算内で10万円未満
	修繕料	
	賄材料費	
役務費	手数料（洗たく料）	
	筆耕翻訳料	
原材料費		
備品購入費（学校図書館の本に係る契約に限る）		配当予算内で80万円未満

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程

新	旧
日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程 平成20年9月29日 教育委員会教育長訓令第1号	日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程 平成20年9月29日 教育委員会教育長訓令第1号
(目的)	(目的)
第1条 略	第1条 略
(委任事項)	(委任事項)
第2条 市立学校に所属する市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条に規定する職員(校長及び副校長を除く。以下「教職員」という。)及び市費負担職員(以下「市職員」という。)に係る次の事項を校長及び副校長に委任する。	第2条 市立学校に所属する市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条に規定する職員(校長及び副校長を除く。以下「教職員」という。)及び市費負担職員(以下「市職員」という。)に係る次の事項を校長及び副校長に委任する。
(1) 校長に委任する事項	(1) 校長に委任する事項
ア 副校長及び教職員の正規の勤務時間の割り振り及び休憩時間に関すること。 イ 副校長及び教職員の赴任延期の承認に関すること。 ウ 副校長及び教職員の職務専念の義務免除及び給与の減額免除の承認に関すること。 エ 副校長の週休日の指定及び変更に関すること。 オ 副校長の休日の代休日の指定に関すること。	ア 副校長及び教職員の正規の勤務時間の割り振り及び休憩時間に関すること。 イ 副校長及び教職員の赴任延期の承認に関すること。 ウ 副校長及び教職員の職務専念の義務免除及び給与の減額免除の承認に関すること。 エ 副校長の週休日の指定及び変更に関すること。 オ 副校長の休日の代休日の指定に関すること。

- カ 副校長の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
- キ 副校長の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。
- ク 副校長の休日の振替に関すること。
- ケ 副校長の超過勤務、週休日の勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。
- コ 育児又は介護を行う副校长の深夜勤務及び超過勤務の制限に関すること。
- サ 副校長の出張命令に関すること。ただし、長期にわたる管外の出張命令及び海外への出張命令を除く。
- シ 副校長の旅行許可に関すること。ただし、海外旅行にあっては、休業期間中のみの旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇とを接続させる旅行に限る。
- ス 副校長の欠勤届、遅刻届、早退届その他の届の処理に関すること。
- セ 日野市学校使用条例（昭和37年条例第2号）の規定による小中学校の校舎及び校庭の使用許可に関すること。ただし、同条例第9条の規定による使用料を徴収して許可する場合を除く。
- ソ 日野市教育委員会教育長に対する契約等の委任規則（昭和47年規則第45号）第2条第1項第1号及び第2

- カ 副校長の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
- キ 副校長の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。
- ク 副校長の休日の振替に関すること。
- ケ 副校長の超過勤務、週休日の勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。
- コ 育児又は介護を行う副校长の深夜勤務及び超過勤務の制限に関すること。
- サ 副校長の出張命令に関すること。ただし、長期にわたる管外の出張命令及び海外への出張命令を除く。
- シ 副校長の旅行許可に関すること。ただし、海外旅行にあっては、休業期間中のみの旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇とを接続させる旅行に限る。
- ス 副校長の欠勤届、遅刻届、早退届その他の届の処理に関すること。
- セ 日野市学校使用条例（昭和37年条例第2号）の規定による小中学校の校舎及び校庭の使用許可に関すること。ただし、同条例第9条の規定による使用料を徴収して許可する場合を除く。
- ソ 日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則（昭和47年教育委員会規則第5号）第3条に定

項に規定する事務のうち、別表に掲げる事務

- タ 日野市立学校における単価契約物品の購入に係る支出負担行為
- チ 児童生徒の転出事務手続に関すること。
- ツ 育児を行う副校長の超過勤務の免除に関すること。

(2) 略

第3条、第4条 略

付 則

略

別表（第2条関係）

<u>歳出予算</u>		<u>1契約当たりの予定 価格</u>
需用費	消耗品費	配当予算内で10万円 未満
	食糧費	配当予算内で3万円 未満
	印刷製本費	配当予算内で10万円 未満
	修繕料	配当予算内で10万円 未満
	賄材料費	
	役務費	手数料（洗たく 料）

める契約事務に係る支出負担行為

- タ 日野市立学校における単価契約物品の購入に係る支出負担行為
- チ 児童生徒の転出事務手続に関すること。
- ツ 育児を行う副校長の超過勤務の免除に関すること。

(2) 略

第3条、第4条 略

付 則

略

筆耕翻訳料	
原材料費	
備品購入費 (学校図書館の本に係る契約に限る)	配当予算内で80万円未満

議案第55号

日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則の
制定について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定及び日野
市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓
令の制定に伴い、日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則
を廃止するものです。

日野市教育委員会規則第　　号

日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則

日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則(昭和47年規則第5号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第56号

日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和5年度組織改正に伴い、日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正するものです。

日野市教育委員会規則第 号

日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則

日野市立幼稚園に関する規則（昭和39年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「学校課長」を「学務課長」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

_____は、改正部分を示す。

新	旧
<p>第1条～第9条 略 (管理運営)</p> <p>第10条 日野市立学校の管理運営に関する規則（昭和36年教育委員会規則第1号。以下「管理規則」という。）の規定（第4条第1項及び第8条から第8条の4までの規定は除く。）は、幼稚園の管理運営について準用する。この場合において、管理規則の規定（第8条から第8条の4までの規定は除く。）中「校長」とあるのは「<u>学務課長</u>」と、「副校长」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「幼稚園」と、「児童生徒」とあるのは「園児」と読み替えるものとする。ただし、管理規則第6条第2項、第13条、第14条、第17条、第20条及び第21条の規定中「校長」とあるのは「園長」と読み替えるものとする。</p> <p>第11条 以下略</p>	<p>第1条～第9条 略 (管理運営)</p> <p>第10条 日野市立学校の管理運営に関する規則（昭和36年教育委員会規則第1号。以下「管理規則」という。）の規定（第4条第1項及び第8条から第8条の4までの規定は除く。）は、幼稚園の管理運営について準用する。この場合において、管理規則の規定（第8条から第8条の4までの規定は除く。）中「校長」とあるのは「<u>学校課長</u>」と、「副校长」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「幼稚園」と、「児童生徒」とあるのは「園児」と読み替えるものとする。ただし、管理規則第6条第2項、第13条、第14条、第17条、第20条及び第21条の規定中「校長」とあるのは「園長」と読み替えるものとする。</p> <p>第11条 以下略</p>

議案第 57 号

教育公務員特例法第 21 条第 2 項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する
規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和 5 年度組織改正に伴い、教育公務員特例法第 21 条第 2 項に基づく研修
の取扱規程の一部を改正するものです。

日野市教育委員会規則第 号

教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規
程の一部を改正する規則

教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程（昭和47年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「学校課長」を「学務課長」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

学務課長		幼稚園長	
------	--	------	--

研修承認願

年 月 日

所属長 様
(承認権者)

所 属
職 名
氏 名

次のとおり教育公務員特例法第21条第2項の規程により研修したいので、承認願います。

1 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日
日間

2 場 所

3 目 的

4 内 容(具体的に記入する。)

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

学 務 課 長		幼 稚 園 長	
------------------	--	------------------	--

研修報告書

年 月 日

所属長 様

所
職
氏
属
名
名

次のとおり研修したので報告いたします。

1 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日
日間

2 場 所

3 目 的

4 内 容(具体的に記入する。)

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する規程の新旧対照表は、改正部分を示す。

新	旧
教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程 昭和47年7月18日 教育委員会規程第2号 (趣旨)	教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程 昭和47年7月18日 教育委員会規程第2号 (趣旨)
第1条 略 (研修承認願)	第1条 略 (研修承認願)
第2条 略 (研修の承認)	第2条 略 (研修の承認)
第3条 略 (学務課長への報告)	第3条 略 (学校課長への報告)
第4条 開長は、前条により研修を承認した場合には、速やかに教育委員会教育部 <u>学務課長</u> に報告するものとする。 (研修報告書)	第4条 開長は、前条により研修を承認した場合には、速やかに教育委員会教育部 <u>学校課長</u> に報告するものとする。 (研修報告書)
第5条 略 (職務免除)	第5条 略 (職務免除)
第6条 略 (出勤簿の整理)	第6条 略 (出勤簿の整理)
第7条 略	第7条 略

付 則

略

第1号様式（第2条関係）

略（押印欄廃止）

第2号様式（第5条関係）

略（押印欄廃止）

付 則

略

第1号様式（第2条関係）

略

第2号様式（第5条関係）

略

議案第 58 号

日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

上記議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和 5 年度日野市立学校教科用図書の採択にあたって要綱を制定するものです。

日野市立学校教科用図書採択要綱

令和5年 月 日 制定

(目的)

第1条 この要綱は日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が日野市立学校の教科用図書の採択に当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択を行う教科用図書)

第2条 採択を行う教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から採択する。
2 特別支援学級用教科用図書については、前項の規定により採択した教科用図書のほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の定めにより、同法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるものとし、その採択の方法は別に定める。
3 採択を行う教科用図書は、別表第1のとおりとする。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までとする。

(採択に関する組織の設置)

第4条 教育委員会は、自らの責任と権限において、教科用図書採択を適正かつ公正に行うために教科用図書採択審議会（以下「審議会」という。）及び別表第2に掲げる教科用図書採択教科委員会（以下「教科委員会」という。）を置く。

(審議会の構成等)

第5条 審議会は、別表第3に掲げる区分ごとに教育委員会が委嘱した委員11人をもって構成する。
2 審議会には、会長及び副会長を置く。
3 審議会の会長は、校長の中から選出し、副会長は委員の互選とする。
4 会長は、審議会を代表し、審議会を主宰する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
7 審議会の委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。

- 8 審議会の会議、議事等は、公開しない。
- 9 審議会の委員の氏名等は、任期中は公表しない。

(教科委員会の構成等)

第6条 教科委員会は、別表第4に掲げる区分ごとに教育委員会が委嘱した委員により構成する。

- 2 教科委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 教科委員会の委員長は、校長又は副校长とする。副委員長は委員の互選とする。
- 4 委員長は、教科委員会を代表し、教科委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 教科委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 教科委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 8 教科委員会の会議、議事等は、公開しない。
- 9 教科委員の氏名等は、任期中は公表しない。

(審議会等の任務)

第7条 審議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問を受け、教科用図書について、教科委員会からの調査研究報告書を基に総合的に検討、審議し、審議の結果を教科委員会からの調査研究報告書及び日野市立学校（以下「学校」という。）からの調査研究報告書を添えて第1号様式により教育委員会に答申すること。
 - (2) 必要に応じて、教科委員会に改めて調査及び報告を求めること。
- 2 教科委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 学校から報告のあった調査研究報告書等を基に、教科用図書について各委員の専門的な見地から調査研究をすること。
 - (2) 必要に応じて、学校に改めて調査及び報告を求めること。
 - (3) 調査研究の内容を第2号様式にまとめ、学校からの調査研究報告書を添えて審議会に報告すること。なお、報告に当たり、教科委員会の委員長又は副委員長は、審議会に出席し、調査研究の経過及び内容を報告する。
 - 3 学校の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 教科用図書について調査研究し、第3号様式により教科委員会に報告すること。なお、調査研究は当該学校の校長、副校长、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭が、当該学校の校長の権限のもとに行い、副校长はこれを補佐する。

(委員資格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会の委員及び教科委員会の委員に就任することができない。

- (1) 教科用図書又は教科用指導書の発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者

及び3親等内の親族

- (2) 前号の発行者の事業運営に事実上重要な影響力を有している者
- (3) 令和5年度の採択に係る教科用図書又は教科用指導書の編著作者（事実上編著作に参加し、又は協力した者を含む。）
- (4) 前号の編著作者が団体であるときは、その団体の役員及びこれに準ずる者
- (5) 教科用図書の供給の事業を行う者及び従業員
- (6) 過去において特定の教科用図書について、賛否の宣伝・普及につとめた者

2 教育委員会は、前項の委員の選任に当たり、前項の各号のいずれにも該当しない旨の確認を求めるものとする。

（採択結果等の公表、公開）

第9条 教育委員会で決定した結果は、東京都教育委員会に報告を行った後に公表する。

2 学校及び教科委員会が作成した調査研究報告書並びに審議会が作成した答申書は、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）の規定に基づき公開する。

（守秘義務）

第10条 審議会の委員及び教科委員会の委員は、教科用図書採択に関して職務上知り得た事実を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（意見の聴取）

第11条 教育委員会は、必要に応じて、関係者の意見を聞くことができる。

（庶務）

第12条 審議会に関する庶務は、教育部教育指導課指導係において処理する。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年8月31日限りでその効力を失う。

別表第1（第2条関係）

小学校 13種目	国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育（保健）、外国語、道徳
----------	---

別表第2（第4条関係）

小学校 11教科委員会	国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育（保健）、外国語、道徳
-------------	---

別表第3（第5条関係）

校長	3人
副校長	2人
保護者	6人

- 1 校長は日野市立小学校の校長の中から2名、日野市立中学校の校長の中から1名選任する。
また副校長は日野市立小学校の副校長の中から2名選任する。
- 2 保護者は日野市立学校のPTAの中から6名の代表を選任する。ただし日野市立学校の教員は除くものとする。
- 3 保護者の内訳は小学校保護者4人、中学校保護者2人とする。

別表第4（第6条関係）

校長	各教科委員会に	1人
副校長	各教科委員会に	1人
主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭	各教科委員会に	6人

- 1 校長・副校長は日野市立小学校の校長・副校長の中から選任する。
- 2 主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭は、日野市立小学校の主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭の中から選任する。

第1号様式（第7条関係）

{
（審議会用）

日野市立学校教科用図書 答申書

日野市教育委員会 様

年 月 日

審議会長

印

種目		発行者		教科書名		教科書番号	
----	--	-----	--	------	--	-------	--

調査研究の観点	審議の結果
1 学習指導要領との関連 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力 (3)学びに向かう力・人間性	
2 編集上の工夫 多様な学びと学び方への対応	
3 地域との関連	
4 構成・単元の配列 問題解決・課題の発見	
5 表記・表現	
6 特記事項	

日野市立学校教科用図書 調査研究報告書

審議会会長 様

年 月 日

教科委員会

委員長

印

種目		発行者		教科書名		教科書番号	
----	--	-----	--	------	--	-------	--

調査研究の観点	審議の結果
1 学習指導要領との関連 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力 (3)学びに向かう力・人間性	
2 編集上の工夫 多様な学びと学び方への対応	
3 地域との関連	
4 構成・単元の配列 問題解決・課題の発見	
5 表記・表現	
6 特記事項	

日野市立学校教科用図書 調査研究報告書

教科委員長 様

年 月 日

学校名

学校長

印

種目		発行者		教科書名		教科書番号	
----	--	-----	--	------	--	-------	--

調査研究の観点	審議の結果
1 学習指導要領との関連 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力 (3)学びに向かう力・人間性	
2 編集上の工夫 多様な学びと学び方への対応	
3 地域との関連	
4 構成・単元の配列 問題解決・課題の発見	
5 表記・表現	
6 特記事項	

議案第59号

教育委員会職員人事について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

省略

{
省略

省略

省略

省略

省略

✓

省略

議案第60号

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員

《日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 任命者》

番号	氏名	住所	備考	期
1	すぎもと ひであき 杉本 秀明		旭が丘サッカークラブ代表 (地域住民)	1
2	あかがわ ちかこ 赤川 千賀子		学校支援ボランティア (地域住民)	1
3	さかい 厚彦		保護司 (地域住民)	1
4	ふじもと ようこ 藤本 容子		P T A会長 (保護者)	1
5	かねこ りゅういち 金子 龍一		地域協力者 (地域住民)	1
6	いちかわ せつお 市川 節男		交通安全協会支部長 (地域住民)	1
7	つるさき かおり 鶴崎 香里		主任児童委員 (地域住民)	1
8	たむら いさお 田村 功		旭が丘上の原自治会長 (地域住民)	1
9	なかむら てつろう 中村 哲郎		旭が丘商工連合会 (地域住民)	1
10	すずき のりこ 鈴木 典子		四中地区青少年育成会副会長 (地域住民)	1
11	こじま さちこ 小島 幸子		日野市立日野第四中学校長 (関係行政機関の職員)	1
12	ひるま ちぐさ 比留間 千草		日野市立第七幼稚園長 (関係行政機関の職員)	1
13	やまぐち さなえ 山口 早苗		日野市立旭が丘小学校長 (対象学校の校長)	1
14	こじま なおひさ 小島 直久		日野市立旭が丘小学校副校長 (対象学校の副校長)	1
15	さとう ひろのぶ 佐藤 弘宣		日野市立旭が丘小学校教職員 (対象学校の教職員)	1
16	もりだいら けいこ 森平 啓子		日野市立旭が丘小学校教職員 (対象学校の教職員)	1

任期 自 令和5年(2023年)4月1日
至 令和7年(2025年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。
- 4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第61号

平山小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立平山小学校学校運営協議会委員

«日野市立平山小学校学校運営協議会委員 解任者»

番号	氏名	住所	解任理由	期数
1	おおぬき 大賀 志香	[REDACTED]	人事異動による転出のため	4

解任日：令和 5年（2023年）3月31日

«日野市立平山小学校学校運営協議会委員 任命者»

番号	氏名	住所	備考	期数
1	なおい 直井 典之	[REDACTED]	日野市立平山小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	新

任期：自 令和 5年（2023年）4月 1日

至 令和 6年（2024年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。
- 4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第62号

滝合小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立滝合小学校学校運営協議会委員

「**日野市立滝合小学校学校運営協議会委員 解任者**」

番号	氏名	住所	解任理由	期数
1	かとう としゆき 加藤 敏行		人事異動による転出のため	1
2	たかぎ まさと 高木 雅人		定年退職のため	1

解任日：令和 5年（2023年）3月31日

「**日野市立滝合小学校学校運営協議会委員 任命者**」

番号	氏名	住所	備考	期数
1	さとう よしのり 佐藤 美徳		日野市立滝合小学校校長 (対象学校の校長)	新
2	しみず ゆうき 清水 勇輝		日野市立滝合小学校教職員 (対象学校の教職員)	新

任期：自 令和 5年（2023年）4月 1日

至 令和 6年（2024年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。
- 4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

（任期）

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第63号

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

«日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 任命者»

番号	氏名	住所	備考	期
1	おおた ひでお 太田 秀雄		大坂上中地区青少年育成会 (地域住民)	8
2	おくすみ みちひこ 奥住 方彦		元 P T A 会長 (地域住民)	8
3	ひさまつ ひでき 久松 秀樹		元 P T A 会長・みどりの学び舎 応援隊副委員長(地域住民)	8
4	ひらやなぎ あつし 平 柳 篤		卒業生保護者 (保護者)	8
5	みよし けいこ 三好 啓子		校友会会长 (地域住民)	8
6	いしかわ こ 石川 ちづ子		保護司 (地域住民)	7
7	はやみ とおる 速水 亭		前 P T A 会長 (地域住民)	4
8	はやし こ 林 まゆ子		P T A 会長 (地域住民)	3
9	せんだ めぐみ 仙田 恵実		地域コーディネーター (地域住民)	2
10	ささき てつ 佐々木 哲		日野市立基幹型さかえまち児童館館長 (関係行政機関の職員)	2
11	さいとう きょうえい 斉藤 境 栄		日野市立東光寺小学校校長 (対象学校の校長)	2
12	おかもと だいすけ 岡元 大輔		日野市立東光寺小学校副校長 (対象学校の副校長)	1
13	あやべ さつき 綾部 早月		日野市立東光寺小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	2
14	やまだ じゅんいち 山田 純一		日野市立東光寺小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1

任期　自 令和5年（2023年）4月 1日
至 令和7年（2025年）3月 31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第 64 号

日野市立学校学校医等の解嘱及び委嘱について

上記議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和 4 年 4 月 1 日より委嘱した学校医が辞任するため、その後任者を委嘱するものです。

1.令和5年度学校医委嘱者(変更分)

(1)小学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第三小学校	内科医	三石達也	
滝合小学校	内科医	牛尾方信	
日野第五小学校	眼科医	大平文	
豊田小学校	眼科医	津村豊明	
旭が丘小学校	眼科医		
日野第七小学校	眼科医	天野尚	
日野第七小学校	歯科医	土屋耐子	

(2)中学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第四中学校	眼科医	津村豊明	

(3)担当校変更

学校名	科別	氏名	旧担当校
日野第四小学校	内科医	石田良一	
平山中学校	内科医	塙谷武洋	
日野第六小学校	眼科医	仁井誠治	
日野第二中学校	眼科医		
南平小学校	歯科医	飯島暁子	
日野第三中学校	歯科医	久富栄二	
旭が丘小学校	歯科医	伏木友佳子	
日野第二中学校	歯科医	服部保宏	

2.任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 学校医解嘱者

(1) 小学校

学校名	科別	氏名	住所
滝合小学校	内科医	牛尾正孝	
日野第五小学校	眼科医	服部美里	
日野第六小学校	眼科医		
豊田小学校	眼科医	百瀬雅夫	
旭が丘小学校	眼科医		
日野第七小学校	歯科医	染谷匡	

(2) 中学校

学校名	科別	氏名	住所
平山中学校	内科医	周世杰	
日野第二中学校	眼科医	服部美里	
日野第四中学校	眼科医		
日野第三中学校	歯科医	内山誠也	
日野第二中学校	歯科医	高品和哉	

第3条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学校医等が欠けたとき及び新設された学校には、学校医等を充足することができる。

その任期は、前任者又は他校現任者の残任期間とする。

議案第65号

日野市立教育センター所長の任命について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和5年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものです。

《日野市立教育センター所長 任命者》

氏名	住所
竹山 弘志	

任期　自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

《参考法令》

日野市立教育センター設置条例
(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

議案第66号

第13期日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員の委嘱の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市古文書等歴史資料整理編集委員会設置要綱第3条の規定に基づく委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により委嘱を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

【第13期　日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員名簿】

番号	氏名	住所	所属	専門分野	期
1	安藤 陽子		町田市民文学館 ことばらんど司書	近代史	11期
2	鈴木 淳世		日野市文化財保護 審議会委員	近世史	7期
3	多田 仁一		中央大学特任教授	近世史	6期
4	馬場 憲一		法政大学教授	近世史	6期
5	保坂 一房		たましん地域文化財 団歴史資料室長	近現代史	5期
6	河野 喜映		多摩地域史研究会、 日野の昭和史を綴 る会	地域史	1期

任期　自 令和5年（2023）年2月 1日

至 令和7年（2025）年1月31日

○日野市古文書等歴史資料整理編集委員会設置要綱

平成 10 年 12 月 11 日

制 定

改正 平成 25 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の教養、学術及び文化の向上を図ることを目的とし、古文書等歴史資料を調査するため、日野市古文書等歴史資料整理編集委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、日野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が求める課題について調査研究し、報告をする。

(委員の選任と委嘱)

第 3 条 委員会委員(以下「委員」という。)は、古文書等歴史資料に対して優れた識見を有する者の内から教育委員会が選任し、委嘱する。

2 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

(委員長及び委員長職務代理)

第 4 条 委員会に委員長及び委員長職務代理を置き、委員長及び委員長職務代理は委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長職務代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から 2 年間とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

(謝礼)

第 7 条 委員が前条の委員会に出席したときは、謝金を支払うものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、日野市郷土資料館において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 10 年 12 月 11 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

Q

議案第67号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第68号

教職員の内申の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年3月28日 提出

口野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育長専決により内申したので、報告し承認を求めるものです。

非公開

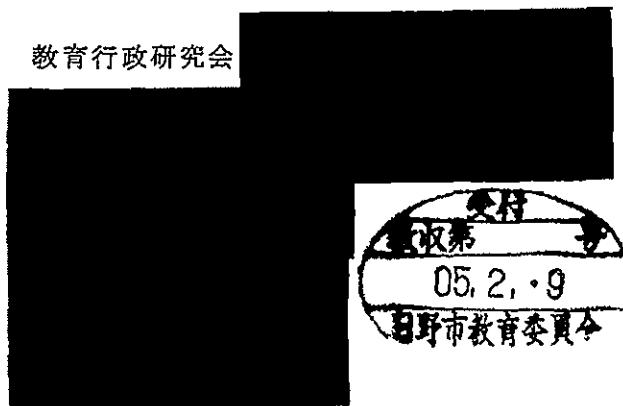
請願審査

請願番号	請願第4-13号
受付年月日	令和5年2月9日
件名	文科省・教委が敷いたレール上だけで考え方表現するのではなく、多様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願～池田賢一さんの講演を踏まえて～
請願者住所氏名	[REDACTED]

日野市教育委員会御中 2023年2月9日(木)
提出

文科省・教委が敷いたレール上だけで考え方表現するのではなく、多様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願へ池田賢市さんへ講演を踏むことへ

教育行政研究会



千代田の日比谷図書文化館地下ホールでの教職員・保護者等市民対象の会合で、2月4日、池田賢市・中央大学教授の講演を聞いた。以下の講演内容を本市の教育でも活かして頂きたい。

千代田の日比谷図書文化館地下ホールでの教職員・保護者等市民対象の会合で、2月4日、池田賢市・中央大学教授の講演を聞いた。以下の講演内容を本市の教育でも活かして頂きたい。
記号式や短答式でなく、記述量の多い問い合わせやワークシートに苦痛の表情を浮かべる児童が少なくない、という問題

池田賢市さんは、「公民科教員になる学生対象の授業を持っていて、20代は授業料値上げ等社会問題に批判的意識を持っている」と述べ、教育実習を行った学生が、【中学校の】職員室で「子どもの権利条約について（いくつかを教えるのはよいが、）全ての条項を教える必要はない」と教員が話しているのを聞いたことについても、批判的に捉えていることも提示した。

一方、ある小学校教員から聞いた、「『〇〇について、あなたの意見を書いて下ださい』と問いかけ、大きい記述欄（つまり空欄）を設けたプリントを配付すると、児童ちは苦痛の表情を浮かべ、頭を抱えたり、天井を見上げたりする、なかには何らかの身体症状が出てしまう子どももいる」という話を紹介。

「これはかなり深刻な状態。日本の教育の特質をよく表わしている事例ではないか。『あ

なたの意見は?』という問いには、(そもそも答えはないのだから)、自由に反対していいはずで、また、もっとも対応が『簡単』な問い合わせのはず。ところが、子どもたちにとつては『苦痛』…。なぜか」と、聴衆に問題提起した。

この問題提起への池田賢市さんの答えといふか考えは、「学校では、自分の意見を形成することではなく、いかに他者(教員)が正しいとする答えを見出すかを子どもたちに強いているということではないか。こうして、『積極的に受け身(!?)』な人間が形成されていく」ということだ。

本会は池田賢市さんの考えに首肯するが、
補足すると、以下のようなになる。
↓ 神が政治めいやとは言
卒業式は生徒の成長を祝う場です。

(天皇の治世の永続を願う、政治色の濃い歌である) “君が代”起立・齊唱を強制したりしてくる等、憲法19~21条（思想・良心・信教・表現の自由）を侵害する、文科省や教委のわがままな政策を押し付ける場ではありません。

“君が代”をゴリゴリ強制する「文科省の特別活動や社会・音楽の一部偏向学習指導要領」や「都教委の強権的な10・23通達」を廃止させたい。

(保守政治家の顔色を伺い、ご機嫌取りをしている) 文科省や都教委の一部タカ派官僚は、「生徒が主役の卒業式」を、「国家権力の自己満足の儀式」に歪めてしまっています。

リベラルな政権に変え、文科大臣ら政務三役や都の教育委員をリベラルな人に挿げ替えるのは急務です。

また、10代・20代の保守化（政府や教育行政による国家主義政策の内容に疑問を呈することなく、むしろ肯定的に受けとめ、従ってしまう傾向）に対し、本会所属記者が、月刊『紙の爆弾』2022年3月号に、

一〇八年の指導要領改訂当時、文科省教育課程企画室長として安倍晋三元首相側近の衛藤晟一参院議員と面会した、合田（ごうだ）哲雄氏（現内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官。五十二歳）が、中学社会で自衛隊を教える内容に（それまでの「國の防衛」に加え）「国際貢献」も入れたり（結

23.02.09 請願 1頁

果、PKOや米国の軍事行動支援の自衛隊派兵を教科書に肯定的に記述させた)、同氏が教育課程課長として一七年改訂の指導要領の小4社会に、“國の機關”のはずの自衛隊を災害派遣とはいえ突如、前倒しして入れてしまう(文科省作成の『指導要領解説』は、自衛隊は軍事面でも役立つ旨教えるよう踏み込む)といった具合に、「自衛隊増強・日米軍事同盟強化は抑止力として是だ」とする、自民・維新等の“国家安全保障”政策に近い、学校教育における教化(indoctrination)が浸透してきているのだ。――

等、執筆しました(『紙の爆弾』の記事はネットで見られます)。

2 子どもたち自身による「校則」の自主制定

この問題について池田賢市さんは、「自主性を育てる」と称して、実は権力関係を構築していく実践にならないように、という思いを込め、後掲の「△印」の通り述べられた。

本会も暴力やいじめ等、犯罪や他人の心身を傷付ける行為をしないよう指導していくこと、他人に迷惑をかける行為(廊下を走らない、ボール遊びの注意等)以外は、権利中心の校則にしていくべきだと考える。

改め

↓

△ 子どもの権利を尊重する教育のあり方だとして最近よく紹介される。しかし、現状の校則が禁止事項の羅列であるという点を批判的に検討せずに子どもたちに校則をつくるように促すなら、この取り組みは、非常に危険なものとなる。つまり、子どもたち自身に自らの自由を束縛する方法を考えさせることになってしまう。／本来、公共性を有する施設での規則とは、その利用規定である。つまり、公共施設としての学校は「教育を受ける権利」(憲法26)保障のためにあるのだから、その権利保障のための規定が校則であるということになる。／したがって、校則には、子どもたちの「権利」を書くのが本来的である。服装や髪形はまったく関係がない。日本では「規則=規制(禁止)」というイメージが強いが、規則は権利が侵害されないために存在している。このことが十分に周知されたう

えでの校則の自主制定なのであれば、学校を「権利」という観点からチェックしていくこととなり、権利教育として優れた実践になっていくはずである。(略)／子どもは、その規定が自分たちの人権を侵害するものとなっていないかどうか、教育への権利を保障するものになっているかどうかをチェックし、(子どもの権利条約で確認されているように)現状に対して意見を述べる権利をもっている。

3 「いいところ探し」の実践

この問題について池田賢市さんは、後掲の「△印」の通り述べられた。

この件で本会は、小学校の「帰りの会」等で「クラスメートのいいところを発表する」等は、日本の児童生徒が他国に比べ低いという「自尊感情・自己肯定感」を高める上で、一定の効果があると考える。しかし度が過ぎると、「わざと鉛筆を落とし、『Aさんは拾ってくれました』と発表する」という実話もあり、無理のない範囲での実践が望まれる。

↓

△ 多様性の尊重といったねらいで、子どもたちがお互いの「いいところ」をさがし、ホームルームなどでそれを相互に話す機会を設定する実践が、人権教育の一環として取り組まれることがある。学年当初のクラスづくり(友だちづくり)などでは有効だと報告もあるが、恒常化すると、最終的には相互監視システムを構築してしまって。

「いいところ」を探すこととは、コインの裏表の関係で、「悪い」ところを探していることと原理的には同じ。子どもたちはつねに仲間から「いい・悪い」を判断しようとするまなざしを向けられ続けることになる。相互不信さえ招きかねない状況にもなるだろう。

「〇〇さんは、トイレのスリッパをそろえていてよかったです」ということで報告されてしまう。安心してトイレにも入っていられない。

また、「いいところ」は、いずれインフレを起こす。だから子どもたちは、必死で「いいところ」をひねり出そうとして、一層、細かいところを見ようとしてしまう。監視は厳しくなるばかりである。そもそも、なぜ「い

いの2の請願 2頁

いところ」を介さないと、横のつながりがつくれないのだろうか。「多様性」の尊重を謳う学校が増えているにもかかわらず、他者からみて「いいところ」がないと仲間になれない?!…。しかも、その「いいところ」も、子どもどうしでの合意で成り立っているのではなく、結局は、教員が「いい」と思うことを忖度して、子どもたちは、お互いを「評価」し合っているというのが現実である。

4 「準備」ではない学びを

この問題について池田賢市さんは、後掲の「△印」の通り述べられた。

池田賢市さんは最後の、(????) の所で、「よい遺伝子、高学歴を」という優生思想に~~北~~なっててしまうと、相模原の施設のような事件~~傷~~になってしまいかねないと述べられたので、参考にして頂きたい。

↓

◇ 今日、さまざまな教育政策、そして学校現場での実践を支えている発想には、「準備としての教育」という考え方がある。「将来、困らないように」という言い方は、子どもにとってはかなりの恐怖である。なぜ、いま学んでいること自体に意味がある、ということにならないのか。学校では、何のための「準備」なのかについて説明されたとしても、受験・進学に役立つといった程度のこと。

「準備せよ」と言わわれれば、がんばらないと(努力しないと)いけないし、効率も求められる。「役に立つかどうか」が気になってしまう。

学校での「成功」が「生活(生存権)」と結びついている(と信じられている)ので、その不安に駆り立てられて、「準備」するしかない。それは、「逆算」的思考を一般化させる。おそらく現在では、どの大学でも、新入生に対して、まだ授業が始まる前から就職についてのガイダンスがある。理由は、将来の目標(といっても「就職」ということ)から「逆算」して大学での過ごし方を設計するため、とのこと。

子どもたちは、小学校に入る前から、ずっと「準備」に追われている。一体いつ「本番」が来るのか。たぶん、それは来ない。な

ぜなら、自分の本心から立てた目標ではなく、「困るぞ」と脅されているだけなのだから。他者が立てた目標にいつたどり着いたのかは、他者からの認定がなければわからない。それまで「準備」し続けるしかない(がんばり続けるしかない)。

先日、掛け算九九を3歳から始める塾(というかそういうプログラム)があると聞いた。たぶん3歳からはじめていた大人はいないだろうが、多くの場合、できるようになっているし、また、できなくても、とくに困りはないのだが。しかし、「準備」だとすれば、早く始めた方がいいと思うようになる。この罠から抜け出せないだろうか。

この「逆算」の思考を突き詰めていくと、何に行きつくのか(????)。

家庭・親 → 学校(学歴) → 就職(生活条件) →: 相関関係
???? - - - - -: 逆算の思考

「逆算」するのではなく、家庭環境と学歴、学歴と生活条件との間の相関関係を問題としなくてはならない。このつながりを断ち切るような思考をしたい。そうでないと、教育への権利も生存権も確保されている状態とは言えない。(憲法違反の状態が続く)

都教委も新規(予定)教員に入れ、予て教育会議員に於いて1月～3月頃から事前研修会(交通費負担)やっている。入都式の開始前にも、2005年7月取扱説明会では「宿泊料」の算出を20分くらいやっている。不必要な「準備」である。

23/02/09 読解演習(3)

報告事項第32号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	1月13日	2月10日	<p>①全日野市立小中学校の文書保存年限の遡れる年度から令和5年1月13日までの「道徳地区公開講座」の指導案</p> <p>(1) 2022年度のものはすべて</p> <p>(2) 文書保存年限の遡れる年度から2022年3月31までのものは中学校学習指導要領の「C主として集団や社会とのかかわりに関すること」のうち「遵法精神、公徳心」「社会参画、公共の精神」「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」「国際理解、国際貢献」の価値項目に該当するもの</p> <p>②全日野市立小中学校の文書保存年限の遡れる年度から令和5年1月13日までの「道徳地区公開講座」の配布資料および講師のレジュメ・スライド</p> <p>(1) 2022年度のものはすべて</p> <p>(2) 文書保存年限の遡れる年度から2022年3月31までのものは中学校学習指導要領の「C主として集団や社会とのかかわりに関すること」のうち「遵法精神、公徳心」「社会参画、公共の精神」「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」「国際理解、国際貢献」の価値項目に該当するもの</p>	全部公開及び 不存在

2	2月8日	2月24日	市及び教育委員会が契約する民間の損害保険会社で契約する、自動車、火災、賠償責任保険の令和4年4月以降最新のもので年間5万人以上の契約の補償内容と保険料のわかるもの。自賠責、団体保険、共済、傷害保険は不要	全部公開
3	2月9日	2月22日	<p>I 2023年1月13日（金）の定例会で、審議対象となった私たちの教育行政研究会提出の内閣官房・文科省の『北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る御協力・事務連絡』に慎重に対応するよう求める等の請願で、回答するよう求めたが、長崎将幸氏・馬場章夫氏らが回答を怠った以下の1～3に関する文書（文書保存年限の遡れる範囲まで）</p> <p>1. 文科省や都教委等が市教委にDVDアニメ『めぐみ』を配布・活用するように求めた文書、及び配布・活用の調査に市教委が返答した文書</p> <p>2. DVD『めぐみ』を始め、拉致問題を授業で扱う際、北朝鮮の（当局ではない）一般市民・子どもへの差別やいじめを助長しない等、人権問題を市立学校に周知する文書で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文科省や都教委から来た文書 ②市教委から市立小中に出した文書 ③文科省や市立小中とやり取りした文書 ④（諸願に明記した）大阪府教委人権教育企画課のリーフの 	全部公開及び 不存在

		<p>のような他の教委、大学、研究機 関等発行の文書（冊子を含む） で、市教委が保有している文書 3. 沖縄をはじめ、各地の米軍 基地所属の米兵による性暴力 (強姦) や落下等の事件、事故 を授業等教育課程で扱うよう、 文科省・都教委・市教委が学校 等に宛、発出したりやりとりし た文書</p> <p>II 指導主事が、I に関する本 会の質問に対し、「上司が不採択 にした請願には、回答する必要 がない」とつっけんどんな回答 をした。このつっけんどんな回 答をするため協議した記録一 式。</p>	
--	--	---	--

報告事項第33号

日野市立学校教員の措置について

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年3月28日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

非公開